

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

平成30年3月
交通管制部管制課

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官又は航空管制官(以下「管制官等」という。)が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

平成30年3月29日より有効な AIP において、福岡 FIR の洋上管制区における航空機の航法精度要件(RNP)仕様、性能準拠型通信要件(RCP)仕様及び性能準拠型監視要件(RSP)仕様に応じた管制間隔、DARP(Dynamic Airborne Reroute Procedure)に係る運用の規定並びにウィンドシアア回避に係る規定が適用されることから、管制業務処理規程の一部改正を行うこととする。

2. 概要

- (1) 洋上管制区において、ATS データリンクサービスを利用し、RNP10以上の航法精度、RCP240の通信性能及び RSP180監視性能及びこれらの承認を有している航空機間の縦間隔及び横間隔を定める。
- (2) DARP について、経路変更に関する管制承認を CPDLC により発出することを定める。
- (3) パイロットがウィンドシアア回避のため管制指示から逸脱している旨の通報を受けた場合、管制官は回避終了の通報を受領し、かつ当該機と他機との間に管制間隔が確保されているのを確認したうえで、新たな管制指示を発出できることを定める。
- (4) その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール(予定)

適用日:平成30年3月29日